～予防接種依頼書交付申請について～

交野市定期予防接種実施医療機関以外で接種を受ける場合

交野市内に住民登録がある人が、里帰りなどでやむを得ず、交野市の予防接種実施医療機関以外で定期予防接種を受けるには、事前に、「依頼書」の発行手続きが必要です。

★「依頼書」とは

交野市（予防接種実施医療機関）以外の市町村で予防接種を受けた際に、万が一重大な健康被害が生じた場合に、交野市が救済のための措置を講じることを明確にしたものです。
「依頼書」は、交野市健康増進課で発行します。

★「予防接種依頼書」の申請の前に

接種する医療機関について、依頼先の市町村の予防接種担当課に下記について確認してください。

1. 接種する医療機関が、依頼先の市町村と委託契約をしているか。（委託契約がない場合は、依頼書の発行ができません。）
2. 依頼書の依頼宛先名は市町村長か、医療機関宛か確認してください。
3. 接種費用の自己負担の有無について確認してください。
   ※定期予防接種費用が有料の場合は、払い戻し（償還払い）の制度（上限有り）があります。
4. 交野市の予防接種手帳の有無について確認してください。
   ※予防接種手帳は、乳幼児期に受ける定期予防接種予診票が綴られた冊子です。

★「予防接種依頼書」の発行について

★「予防接種実施依頼申請書」を交野市の健康増進課に提出後、「依頼書」発行までに１週間程度かかります。
※郵送で申請の場合は、返信用封筒（切手・返信先宛名等を記入）の同封をお願いします。
接種歴の確認のため、母子手帳の予防接種のページの写しも同封してください。
※申請された内容についてお尋ねする場合がありますので日中連絡の取れる連絡先の記載を、お願いいたします。

★事前に予防接種依頼書の交付がない場合は、予防接種費用補助金（払い戻し）の申請はできません。

★その他　・予防接種依頼書は交野市から転出された場合は無効になります。
・予防接種依頼書を使用されなかった場合は健康増進課へご連絡ください。

★医療機関での接種の手順

1. 接種を希望される医療機関に予約し、予防接種費用を事前に確認してください。
2. **予防接種依頼書・母子健康手帳**・接種費用を持参し、接種してください。
3. 予防接種費用が有料であった場合は、予防接種の種類の明細の入った領収書をもらってください。
   （領収書がないと払い戻し（償還払い）の申請ができません。）

★償還払い（払い戻し）制度について

・「依頼書」を持参し接種した場合に限り、接種費用の償還払いができます。
・「依頼書」の発行時に「定期予防接種費用補助金交付申請書兼請求書」をお渡しします。必要書類とともに、接種年度の**翌年度４月 10 日までに** **健康増進課へ** 申請してください。
・定期予防接種以外の任意接種の償還払い制度はありません。

交野市民以外の人が交野市内で定期接種を受ける場合

交野市以外に住民登録がある人が、交野市内の定期予防接種を希望する場合は、住民登録のある市町村が発行する予防接種実施依頼書が必要です。

医療機関宛の依頼書を接種希望の医療機関に直接持参し、有料で接種を受けてください。かかった費用の償還払い制度の有無については、住民登録のある市町村の担当課にお問い合わせください。